

中央区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について
(少額随意契約分)

様式14

No	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	電子レジスター他4点保守業務委託	200	グローリー(株)	141,912	平成28年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
2	行旅死亡人葬祭委託	200	(株)公益社	181,349	平成28年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G2	-
3	平成28年度中央区英語交流事業 業務委託	174	(株)イング	948,640	平成28年5月9日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
4	平成28年度中央区人権啓発推進 事業業務委託	200	(一財)大阪市教育振興公社	827,464	平成28年5月10日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

1. 案件名称

電子レジスター他 4 点保守業務委託

2. 契約の相手方

グローリー株式会社

3. 随意契約理由

本業務委託は、当課で導入・運用している電子レジスター、プリンター(請求書印字用)、釣銭機(紙幣用及び硬貨用)、並びにドロア(鍵付引出し)(以下「電子レジスター他 4 点」という)について、今後の安定した運用並びに機器の延命を図るとともに、故障が発生すると手数料徴収業務に混乱が生じるため、至急の復旧が不可欠であることから、故障発生時の早期修理、並びに機器の正常な作業状態を保つための定期点検を委託するものである。

電子レジスター他 4 点の保守点検を安全・確実かつ迅速に行うためには、機器の構造・動作原理等の知識を有していることが必要であるとともに、故障発生時における早急な部品の確保が肝要となる。そのため、電子レジスター他 4 点の保守については、機器の製造業者又はこれらを有する機器の納入・据付業者がその業務を請負っている。

仮に、保守業務を製造業者ごとに契約すると、故障発生原因による対応業者の選別が必要となることから復旧が遅延することとなり、保守責任の所在も不明確となる。

契約の相手方であるグローリー(株)は、電子レジスター他 4 点の納入・据付業者であるとともに、釣銭機及びドロアの製造業者であり、これらの保守業務は他社ではできないことから、本業務を行うことが唯一可能なグローリー(株)との特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所窓口サービス課住民登録グループ(電話番号:06-6267-9963)

随意契約理由書

1. 案件名称

行旅死亡人葬祭委託

2. 契約の相手方

株式会社公益社

3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、実務上警察署が、緊急性、利便性を考慮し、直接葬儀取扱業者へ葬儀実行まで死体保管を依頼している。その後、当該区役所へ死体、遺留金品等の引渡し（実際には区役所での死体の引き取りはしない）がある。そのため、業者選択は警察署によりすでに行われている。また、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱いの協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ（電話番号：06 - 6267 - 9872）

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 28 年度中央区英語交流事業業務委託

2. 契約の相手方

株式会社イング

3. 随意契約理由

本事業は子どもたちや保護者が英語に対する興味関心を高めるきっかけづくりを目的としている。

ネイティブスピーカーによる英語体験や、子どもたちの「生きる力」を養うために必要な知識や、家庭教育で実践できる内容について、高度な知識・技術、ノウハウや応用力に基づき、企画運営や事業方法など総合的に勘案する必要があるため、最も適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて仕様を構成することにより、本業務委託の優れた成果が期待できる。したがって、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を選定する必要があるため、性質又は目的が競争入札に適さない。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援グループ(電話番号:06-6267-9743)

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 28 年度中央区人権啓発推進事業業務委託

2. 契約の相手方

一般財団法人 大阪市教育振興公社

3. 随意契約理由

本事業は、市民一人ひとりの人権意識の普及・高揚をはかり、差別や偏見のない人権尊重の明るいまちづくりを推進することを目的としている。

本事業を実施するにあたり、さまざまな人権課題に対応し、あらゆる年齢層の参加を図るためには、ノウハウや応用力が必要とされるため、最も適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて仕様を構成することにより、本業務委託の優れた成果が期待できるため、性質又は目的が競争入札に適さない。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援グループ(電話番号:06-6267-9743)